

(別添2)

## 事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） とがくし保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</li> <li>■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</li> <li>■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</li> <li>■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。</li> <li>■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</li> </ul>	・全体的な計画は長野市公立保育理念、保育基本方針を基に編成し、園の保育目標「好きな遊びを見つめられる子ども」「故郷戸隠を大好きになる子ども」を掲げ、豊かな自然と地域の関わり、伝統を活かし、また、子どもの状態、家庭の状況、地域の実態に即し、子どもの育ちに関する長期的な見通しをもって全職員で適切なものを作成している。更に、全体的な計画の子どもの「保育の内容(年齢別)」を基に子ども達の発達、家庭環境なども把握し、4期に分けた年間指導計画を作成し、月案、週日案、個人指導計画などの作成にも繋げ、日々の保育で実践し振り返りを行っている。全体的な計画は全職員で年度末に評価、見直しを行い、次年度に繋げている。保育理念・保育基本方針・保育目標は園内各所に掲示されている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	<p>① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a	<p>6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</p> <p>7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</p> <p>8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</p> <p>9 内装等には、木材を利用している。</p> <p>10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</p> <p>11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</p> <p>12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</p> <p>13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</p> <p>14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</p> <p>15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</p> <p>17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>18 せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</p>	<p>・「保育環境マニュアル」を基準に天候に応じて室温、湿度を調整し快適に過ごせるよう配慮している。温湿度計を保育室に設置し、室内環境を整え、チェックシートに記入している。新型コロナウイルス禍ということもあり保育室の窓を適宜開け換気に気を付け、採光もカーテンで調整している。環境マニュアル、保健マニュアルに基づいて毎朝の遊具安全点検、トイレ・水回り・寝具などの衛生チェック、清掃チェック、食品衛生管理等を行っている。腰壁などには長野県産のカラ松が使われていて温かみがあり、テーブル、イス、ロッカー、床等にもふんだんに木材が使用されている。廊下や絵本のコーナーにはゴザやカーペットが敷かれ、ベンチやテーブルも置かれ、ゆったりとくつろいで絵本を見たり、ままごと遊びなどができる。未満児の保育室には畳、カーペット、座布団が敷かれ、生活の場所、午睡の場所が区切られ、玩具の大きさや素材にも配慮が行き届き、玩具、扉などは小まめに消毒をして清潔を保ち、安全かつくつろいで生活できるようにしている。食事はゆったりと落ち着いて食べられるようにしつつ、また、適切な距離を確保し机を配置し、新型コロナウイルス対策として職員が工夫を凝らしたパーティションで飛沫感染を防いでいる。廊下、トイレ、手洗い場は毎日の清掃後に環境チェックを行い、清潔に保っている。食事と午睡の場所を分け、午睡については幼児は遊戯室を使い、採光はカーテンで調整し心地よく眠れるよう配慮している。</p> <p>・「家庭の調べ」を基に4月に個別懇談を行い情報を収集し、一人ひとりの健康状態、発達状況（言葉、動き）、家庭環境なども把握し、一人ひとりの指導計画を作成し支援している。職員会でも一人ひとりの発達状況を報告し、情報を共有している。また、生理的な欲求（トイレ、食事、ねむり）や不安、葛藤を受け止められるようにし、一人ひとりに合った分かりやすい言葉で対応するようにしている。更に、言葉のマニュアルを基に研修を行い、子どもの様子をよく観察し心情を察しながら共感し、せかず言葉や否定的な言葉ではなく、肯定的な言葉でけで分かりやすく話し、安心して自分の思いが伝えられるように配慮をしている。未満児については表情や仕草から思いを受け止め、安心できるようにゆったりと寄り添っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</li> <li>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</li> <li>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</li> <li>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</li> <li>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</li> </ul>	<p>・一人ひとりの発達に応じて基本的な生活習慣が身に付けられるように個別に関わっている。自分でやろうとするときは必要以上に手を貸さず、達成感を大切にしながら次の意欲へと繋がるように援助している。一人ひとりの子どものその日の健康状態を把握し、ゆっくりと過ごしたり、午睡を早めたりと活動と休息に配慮している。紙芝居、絵本、絵カードなどを活用し、また、食育活動等を活用し、視覚からも生活習慣や健康に関心が持てるように工夫している。新型コロナウイルス禍でも健康で過ごせるよう、手洗いうがい、咳エチケット等の習慣を身につけていけるようにし、手洗い場にはイラストで手洗い、うがいの仕方をわかり易く図示している。</p>
			④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> <li>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li> <li>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li> <li>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li> </ul>	<p>・子どもたちがやってみようと思えるような環境を整え、子どもが自主的・自発的に行動を促すための保育に取り組んでいる。子どもの年齢に応じたおもちゃを用意し、使いやすく、好きな遊びが自分で選べるよう環境を整えている。絵本コーナーには絨毯やテーブルを置きゆったりと見ることができ、自然観察などのときにすぐに手に取って調べられるように図鑑・絵本を選び提供している。未満児には段ボールを使って押し車なども手作りし、安全で楽しく遊びながら歩行できるようにしている。信州型自然保育（信州やまほいく）の認定を受け、豊かな自然の中での戸外遊びや散歩を多く取り入れ、体を十分に動かして遊べる機会を設けている。冬は園庭での雪遊びだけでなく近くたんぼで雪の土手滑り（お尻滑り）やかかわたりをしたりと季節の恵みを受け十分に楽しむことができている。散歩で見つけた小動物（カナヘビ、カブトムシ、蛇の抜け殻等）、木の実（松ぼっくり、どんぐり等）を図鑑で調べてみたり飼育をし、制作にも取り入れ保育に活かしている。更に園庭ではボール遊び、鬼ごっこ、縄跳び、竹馬など、体を十分に動かして遊ぶことができ、遊びを通して社会的ルールや態度を育てている。苗植えから脱穀・精米までのコメ作りをしたり、いろいろな野菜栽培（サツマイモ、トマト、ナス、キュウリ、ゴーヤ、ひょうたん、綿花など）を通じて収穫体験や生長の様子を観察したり、変化を感じ取っている。幼児については場面に応じて縦割り保育を取り入れ、異年齢と一緒に食事や午睡をしたり、園庭で遊んだり散歩に出かけ、年下の子は年上の子の真似をしてやってみようとする気持ちが育ち、年上の子は教えたり、助けたりと生活と遊びを通して社会的ルールや態度を育てている。地域の絆が強い戸隠という地域で「子供は地域の宝」との思いを大切に、年長児が獅子舞の獅子頭を制作しお囃子も子どもたちで行い夏祭りや舞いを踊るなど、伝統行事を大切に、それを通じ地域との繋がり、交流する機会も多く持っている。老人福祉施設、小・中学校、隣の地域の鬼無里保育園との交流も行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
A	1	(2)	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	■ 34	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	・0歳児2名と1歳児10名の混合クラスで生活している。「未満児保育マニュアル」「教育・保育の手引き」を基に月齢にあった個別指導計画を作成し個人差に応じた対応を行い、職員間での情報の共有化と連携を図っている。入園してしばらくは特定の保育士が関り、子どもの仕草や表情をよく観察し、言葉にして返しながら応答的に関わり、園生活にスムーズに慣れるようにしている。保育室は畳、絨毯を敷きくつろげるスペースを作り、ゆったりと安心して過ごせるように配慮している。また、一人ひとりの表情やしぐさから思いを受け止め、スキンシップを大切にゆったりと安心して過ごせるような言葉がけや触れ合いをしている。室内で楽しめるコーナー作りや手指や全身で遊べるような玩具を整え、更に、段ボールで押し車を手作りしたり、廊下でままごと・滑り台ができるようにするなど、安全でゆったりと楽しく遊べる環境を整えている。お便り帳を活用し、保護者とは園と家庭の様子を細かく記入し合い連携を図り、送迎時にも園生活の様子を口頭で伝え相談にも応じ、お互いの信頼関係を築いている。
			■ 35		0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。		
■ 36	子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。						
■ 37	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。						
■ 38	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。						
■ 39	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。						
		⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	■ 40	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしょうとする気持ちを尊重している。	・2歳児は12名のクラスとなっている。「未満児マニュアル」を基に一人ひとりの発達状況に即した個別指導計画を作成し職員間の情報の共有化を図っている。保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることを重視し、子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに応答的に関わり、適切な援助を行っている。興味がある遊びを十分に楽しめるように、ままごとあそびや車あそび、人形あそびができるようおもちゃを工夫している。自分でやろうとする気持ちを大切に、困った時には保育士に伝えられるように必要以上に言葉がけをせず、気づきを大切に援助している。子ども同士のトラブル時には、保育士がお互いの気持ちを受け止め、代弁をしたりして仲立ちしている。未満児と一緒に遊ぶことが多く、また、以上児とも園庭で一緒に遊びや体操を行い、誕生会などの行事にも一緒に参加し、様々な年齢の子どもとの関わりを体験している。散歩などにも出かけて自然に触れ、地域の方々や挨拶をしふれあう機会も持っている。お便り帳や送迎時などで保護者との連絡を密に行い、一日の様子を知らせている。0歳児・1歳児も含め未満児職員会を開き、職員間の連携も図っている。	
■ 41	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。						
■ 42	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。						
■ 43	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。						
■ 44	保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。						
■ 45	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。						
■ 46	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</p>	<p>・3歳児11名、4歳児11名、5歳児11名のクラスがありそれぞれ同年齢で活動を共にしているが、異年齢で協力して生活をしている場面も多い。年齢別指導計画を作成し、幼児職員会議で指導案の作成などを行い、連携を図り保育を行っている。3歳児については保育士との関わりを深め、友だちと一緒に楽しく遊び、やりたい気持ちを大切に援助している。また、4歳児については友達との関わりを深め、自分らしさも大切にできるように援助を行っている。更に、5歳児についてはお互いの良いところを見つけ、協力して取り組み、自分の意見や考えが持てるように援助を行い、夏祭り（獅子舞い）や運動会（竹馬）等の行事を通じ、意欲的な活動ができるようにしている。また、信州やまほいくの活動を多く取り入れ、友だちとの協力・助け合い、自分自身の解決力・想像力が育つように見守り、異年齢との関わりも深めている。日々の活動については、玄関のボードにクラスごとの活動の様子を職員が手書きで用紙に記入し保護者に知らせている。就学する小学校とは接続期のアプローチカリキュラムを協働して作成し、幼保小連絡会や保育要録なども作成し連携している。今年度は新型コロナウイルス禍ということで自粛となっているが、例年であれば5歳児は小学校の運動会や音楽会などで小学生とも交流している。</p>
			<p>⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</p> <p>■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</p> <p>■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</p> <p>■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</p> <p>■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p>	<p>・園舎内はバリアフリーになっており、スロープ、多目的トイレ等が整備されている。また、水道の蛇口を使い易くするなど、必要な子どもに配慮し、過ごしやすい環境を整えている。子どもの状況に合わせ視覚による伝え方や動線を考える等の配慮もしている。刺激物の精選、やるべきことを文字・絵で示すなど子どもの成長と共に支援方法を工夫し、保護者の思いを受け止め、連携を密に取り合いながら保育を行っている。市として「障害のある子どもが園児と遊びや給食を通して交流を行い心身の発達を促すもの」としており、「基礎調査票」「評価シート」で配慮が必要な子どもの発達過程や障がいの状況を把握し個別指導計画を作成し、月案（共育ち）に記入し、情報や具体的な保育方法等を全体で共有するためのカンファレンスも行い、状況に応じた加配職員が個別の援助を行っている。更に、関係機関と定期的に話し合う機会を持ち、「ここにご園訪問」の発達相談員や保健師と連携を取り助言などを受けている。担当職員は特別支援教育保育研修会などに参加し情報を得て、職員会でも報告し情報を共有している。保護者とは個別懇談や日々の送迎時に日頃の様子を伝え合い、子どものより良い成長のために情報を共有し合っている。希望する保護者には「子ども相談室だより」を配布し研修会などの情報も提供し、また、要望に沿い相談の機会も設けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	・市としての「時間外保育マニュアル」があり、年齢別年間指導計画や個別指導計画に時間外保育について記載し、保育内容・家族とのやりとり等の具体的な方法を示し、連続性のある計画を作成し、時間外保育を位置づけ実践している。時間外保育の利用に当っては未満児と幼児を1クラスにし保育を行ない、少人数で過ごせるよう配慮している。絨毯やゴザ、マットを敷いてくつろげる場所を整え、ゆったりと穏やかに過ごせる環境を整えている。異年齢で過ごすので遊びの発展ができるものやどの年齢でも遊べるもの(おうちごっこ、ブロック遊び等)を整えている。長時間利用する子どもについては午後のおやつやポリューム等にも配慮している。担任と時間外保育士との連絡は連絡ノートや口頭で引継ぎ、保護者への連絡も確実にやっている。
			■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。			
■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。						
■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。						
■ 63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。						
■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。						
■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。						
		⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	・幼保小連携会議や幼保小連絡会にて年間計画が立てられ、今年度は新型コロナウイルスの影響を受け自粛せざるを得なくなった交流があるが、就学を見通し小学校との交流、行事への参加(運動会旗拾い、来入児健診、一日入学など)で小学校と連携している。例年であれば年長児は就学する戸隠小学校のマラソン大会の応援、音楽会などで小学生と交流をしているが今年度は中止となっている。幼保小連絡会で年間計画を立て子どもの育ちを繋ぐ接続期(アプローチ、スタート)カリキュラムを作成し、連携を図っている。また、小学校の先生が年長児の様子を見学したり懇談のため来訪しており、年長児担任は園長、主任と相談し、「保育所児童保育要録」を作成し、小学校へと繋げている。保護者とは個人懇談、一日入学などを通じ小学校以降の生活について理解をいただけるようにしている。	
■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。						
■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。						
■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。						
■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</li> <li>■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</li> <li>■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。</li> <li>■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</li> <li>■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</li> <li>■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</li> <li>■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</li> <li>■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</li> </ul>	<p>・公立保育園統一の「保健マニュアル」に基づいて、一人ひとりの「家庭の調べ」「緊急連絡カード」「個人懇談」などを通じ健康状態を把握している。「保健計画」を作成し、歯科検診及び内科検診は年2回、体重測定は毎月、身長測定は年3回、胸囲・頭囲測定は年2回行い日頃の様子を把握し、発育・発達に適した生活を送る指標として記録し、保護者にも結果を伝え職員間で周知している。毎日子どもの状態を確認し、体調の変化や怪我が起こった時は健康観察記録に記入し、保護者にも様子や状況を伝え、園長の指示のもと医療機関で速やかに受診し、降園後も電話で状態を確認している。子どもの健康に関する方針や取り組みは「保健だより」「園だより」「クラスだより」等を通じ、保護者に伝えている。感染症が発生した時はボードに掲示し保護者に伝え、必要に応じて保育所、園医の指示を受けている。新型コロナウイルス対策のため今年度は「健康観察カード」を家庭に配布し、毎日の健康観察、検温を実施している。市の看護師による手洗いの指導（チェッカーでの確認）を受け、密にならない対策（遊戯室にテープを貼る、クリアケースで工夫したパーティーションを作る等）を行っている。乳幼児突然死症候群（SIDS）については職員研修で周知をし、未満児保育マニュアルに基づいて午睡チェック（乳児は5分おきに1回）を行い記録し、ポスター掲示や懇談会などを通じ保護者への周知も図っている。</p>
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</li> <li>■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</li> <li>■ 81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</li> </ul>	<p>・「保健計画」に基づき内科健診、歯科検診を年2回行い、結果を発達記録表に記入し、指導計画の保健、健康に関する部分（生命の保持、健康、食育等）に取り入れ、月案、週日案にも反映させている。また、年中児と年長児は視力検査と尿検査を行い、結果は職員会で確認し健康な身体づくりに繋げている。一人ひとりの結果は保護者にも伝え、必要に応じて受診を勧めている。歯の健康についても歯科指導を取り入れている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</li> <li>■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</li> <li>■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・現在はアレルギー疾患のある子どもはいない。アレルギーのある子どもがいる場合には「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に食事の提供を行っている。保護者から医師の指示書を提出していただき、園長、栄養士が面談を行い、月1回献立チェックをし、連携を密に図り、誤食がないよう取り組んでいる。食事提供時は調理員、園長（主任）、担任でチェックを行い、トレーを分け、保育士が対象の子どものお傍につくなど配慮して提供を行っている。保育士、調理員は研修に参加をし、必要な知識や技術を身に付け、受講した職員が職員会で研修内容を報告し共有している。アレルギーについては幼児にわかりやすく話し、理解につながるよう配慮している。必要により保護者にも懇談会等で説明をし理解を得ている。</p>
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>■ 91 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>	<p>・全体的な計画や年間指導計画、月案で「食」に関する年齢別の具体的な援助方法について計画し、個別指導計画に食事形態や量等の個々の発達に合わせた内容等も組み込み実践している。市共通の献立は1ヶ月に2度同じメニューが出ることから、目と味にもなれる工夫がされており、毎月、野菜の日（8日）と食育の日（19日）があり、6月の食育月間、11月の和食の日などもあり、給食室の見学、クイズ、絵本、絵で分かりやすく掲示などして食に関心が持てるように工夫している。園庭の一角にある畑でナス、キュウリ、トマトを作り、元戸隠中央保育園の跡地を利用した畑でサツマイモを栽培し生長を観察し、給食に取り入れたり、焼き芋会を行ったりして収穫の喜びを感じ味わっている。子どもが苦手な食材について園の畑やプランターで採れた野菜の「採れたニュース」で放送し、自分で収穫することに関心を持ちながら意欲的に食べられるようにしている。また、年長児は園庭わき（バケツや小プール使用）で米を育て、田植え、稲刈り、脱穀などを行い、飯盒で焚いて食べるまで様々な体験を楽しく味わっている。給食のサンプルを玄関前に置き、献立表、レシピ紹介なども配布して家庭との連携を図っている。日ごろからたくさん体を動かして遊び、空腹感を感じ、食事がとれるように配慮している。衛生的で発達に応じたテーブル、イス、食器、食具を取り入れ、時には机の配置を変えたり、散歩で摘んできた草花を飾ったり、屋外で食べたりして楽しく食事がとれるように環境作りにも努めている。今年度は特に新型コロナウイルス予防の観点から、衛生的でくつろげる場になるように食事のスタイルの工夫も行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食 べることのできる食事を提供 している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。</li> <li>■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul>	<p>・子どもの発育、発達状況に配慮した形態で調理を し提供している。未満児については一人ひとりの家 庭状況、発育に応じて離乳食、食材の切り方等を保 護者、担任、調理師とよく相談し無理のないように 進めている。また、子どもの体調、好き嫌いを把握 し、様子を観察し、量も調整し、無理強いせず楽し く食べられる雰囲気を作っている。職員は嫌いなも のを少しでも食べられた時は褒め、一緒に喜び、自 信へと繋がるよう配慮している。毎食及びおやつは 職員が検食し提供を行っている。県産の農畜産物等 については「県内産使用食材照会」で調理員が確認 し、園長が市へ報告を行っている。市保育・幼稚園 課の栄養士を始めとした献立検討委員会が季節感の ある献立を立てており、地域の郷土食（おやき、ニ ラせんべい、やしようま、よもぎ団子等）や行事食 （節分、ひな祭り、クリスマス等）を提供してい る。給食職員は給食の手引き、衛生管理表を用いて 管理を行い、園長が評価して市の栄養士へ提出して いる。市の栄養士、調理員は定期的に子どもの食事 の様子を見て、献立や調理に活かしている。残食は 給食担当職員がチェックし、献立の反省、食事の様 子の報告を保育士から受け献立日誌に記録し、献立 検討委員会でも報告し、次月以降の献立に反映して いる。</p>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li> <li>■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li> <li>■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有でき るよう支援をしている。</li> <li>■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記 録している。</li> </ul>	<p>・未満児については送迎時の口頭と連絡帳を用いて 園と家庭の情報交換を行っている。幼児のクラスに ついては玄関前のボードに、一日の様子を手書きで 書いた用紙を掲示し保護者に伝えている。バス通園 の子どもには、ボードに掲示したものをコピーして 届けたり連絡を小まめに取るようにしている。今年 度は新型コロナウイルス禍のため保護者参加が中止 になったため、行事や園外保育の様子などをスライ ドや映像で玄関のモニターで伝えるなどの工夫を 行っている。また、入園説明会、個人懇談、保育参 加などで園目標、保育の意図、内容を説明し、園だ より（毎月）、クラスだより（年3～4回）を通じて 保育のねらい、行事、誕生児、エピソードなどを掲 載し、保育の内容と成長の様子を伝えている。ま た、例年であれば、運動会、たのしみ会、保育参加 等で子どもの様子、保育内容等を保護者に知らせる 機会もあり、個別懇談の内容等を「保育の個別計 画」に記録し、個別計画作成にも活かしている。</p>
	2	(1) 家庭との 緊密な連 携	① 子どもの生活を充実させるた めに、家庭との連携を行って いる。	a		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</li> <li>■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</li> <li>■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</li> <li>■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</li> <li>■ 112 相談内容を適切に記録している。</li> <li>■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</li> </ul>	<p>・登降園の際に担任がそれぞれのクラスの出入口で直接子どもの様子を保護者に伝え、成長の様子を共有し、保護者が困っていること、悩んでいることについても相談しやすいように信頼関係を保てるようにしている。公立保育園としての「相談・意見・苦情対応マニュアル」があり相談・意見・苦情受付記録も整備され、相談内容については守秘義務を守り、適切に記録され保管もされている。保護者からの相談はいつでも受け入れられるようにしており、相談を受けた保育士は園長や主任に報告し、職員会で検討しながら職員全体で支援していくような体制を整えている。相談内容については守秘義務を守り、適切に記録・保管されており、必要に応じて職員会で話し合い相談者にフィードバックし、職員全体で支援できるようにしている。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</li> <li>■ 115 虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</li> <li>■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</li> <li>■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</li> <li>■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</li> <li>■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</li> <li>■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</li> </ul>	<p>・職員は「虐待対応マニュアル」を基にした研修を受け、基本的な知識を学び、早期発見、早期対策、予防に取り組んでいる。子どもから訴えがあった時には声がけをし、保護者の悩みを聞いたり、気持ちに寄り添ったりしながら子どもへの関わりを一緒に考えるようにしている。「児童権利に関するマニュアル」「教育・保育の手引き」などを職員会で読み合わせ、人権意識を高めている。早期発見をするために日頃から体のあざ、体重減少等子どもの様子をよく見て、職員間で共有し記録している。不適切な対応が疑われた時は市の子育て支援課、児童相談所と連携し対応している。園長は必要に応じて児童相談所などと連絡を取り合い、保健センター等とは地域支援会議やケース検討会議などで連携を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</li> <li>■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</li> <li>■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</li> <li>■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</li> <li>■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</li> <li>■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</li> </ul>	<p>・職員は福祉サービス第三者評価の「評価項目」に沿った職員の自己評価を年2回行い園全体の評価に繋げると共に、職員会議で検討し課題を明確にし次年度の事業計画に反映させたり、保育実践に活かしている。また、日ごろから園長、主任が月案、週日案にコメントを記入し、次月、次週へと継続し、保育の質の向上や職員の励みに繋げている。更に、職員会や未満児職員会、幼児職員会でも全体の振り返りや反省、話し合いが行われ園全体のレベルアップに努めている。職員は園の内部研修や市主催の研修会、公開保育などに参加し、お互いの保育を見直し、自分の保育を振り返る機会としている。また、自己研鑽のために外部の研修会にも自主的に参加し、専門性の向上に取り組んでいる。</p>